

○吹田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

令和5年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市空家等の適切な管理に関する条例（令和5年吹田市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(立入調査の事前通知)

第3条 条例第5条第2項の規定による立入調査を行うときは、その5日前までに、法定外空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）にその旨を書面により通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

(立入調査員証)

第4条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第4項及び条例第5条第3項の身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式）とする。

(公開による意見の聴取の実施)

第5条 条例第6条第5項の規定による請求は、同条第4項の通知書の交付を受けた日から5日以内に、書面その他の方法により行わなければならない。

2 条例第6条第7項の通知は、公開による意見の聴取を行う日の3日前までに、同条第3項の規定により命じようとする措置の内容並びに意見の聴取の期日及び場所を記載した書面により行う。

(命令の公表)

第6条 条例第6条第9項の公表の方法は、公告、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

2 条例第6条第9項の規定による公表を行うときは、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 命令に係る特定法定外空家等の所在地
- (2) 命令の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(命令違反の公表)

第7条 市長は、条例第7条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の規定による公表を行うときは、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 命令に係る特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- (2) 命令に係る特定空家等又は特定法定外空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項
(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

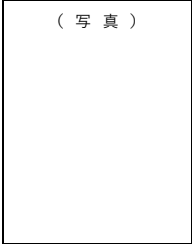
附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月14日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

(表)

		第	号
立入調査員証			
所 属		(写 真) 	
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び吹田市空家等の適切な管理に関する条例第5条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日 発行		年 月 日まで有効	
吹 田 市 長			印

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
（立入調査等）
第9条（略）
2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

吹田市空家等の適切な管理に関する条例（令和5年吹田市条例第4号）
（抜粋）
（立入調査等）
第5条（略）
2 市長は、次条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。